第201期
定時株主総会
招集ご通知

株主総会当日のご来場をお控えいただき、**事前の議決権行使**をお願いいたします。



詳しくはP3.4



パソコンやスマートフォン等にて
株主総会の様子をご覧いただけます。

詳しくは同封のリーフレット

❯目　次

■ 第201期定時株主総会招集ご通知…… 1
■（ご参考）議決権行使のご案内…… 3

■ 株主総会参考書類…… 5
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役12名選任の件
　第３号議案　監査役１名選任の件
　第４号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

（添付書類）
■ 事業報告…… 43
■ 連結計算書類…… 69
■ 計算書類…… 71
■ 監査報告書…… 73

東武鉄道株式会社
（証券コード　9001）

（証券コード　9001）
2021年６月１日

株 主 各 位

（本店所在地）
東京都墨田区押上一丁目１番２号
（本社事務所）
東京都墨田区押上二丁目18番12号
東武鉄道株式会社
取締役社長　根　津　嘉　澄

第201期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第201期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう、お願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年６月22日（火曜日）午後６時15分までに議決権を行使してください**ますようお願い申し上げます。

敬　具

- **感染拡大の状況等により、会場や開始時刻等が変更となる場合がございます。その場合は、変更後の内容を当社ウェブサイト(https://www.tobu.co.jp/ir/)に掲載いたします。**
- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、入場制限を行わせていただく場合もありご来場いただいても入場できない可能性がございます。
- 株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様限定のインターネットによるライブ配信を行います（詳しくは同封のリーフレットをご参照ください。）。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、環境負荷低減のため、本招集ご通知をご持参ください。

記

1	日　　時	2021年６月23日（水曜日）午前10時 （受付開始　午前８時45分）
2	場　　所	東京都墨田区錦糸一丁目２番２号 東武ホテルレバント東京　４階　錦 **会場や開始時刻等が変更となる場合がございます。** **その場合は、変更後の内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。**
3	目的事項	**報告事項** １．第201期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第201期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
		決議事項 **第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　取締役12名選任の件 **第３号議案**　監査役１名選任の件 **第４号議案**　当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
4	招集にあたっての決定事項	(1) 郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。 (2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

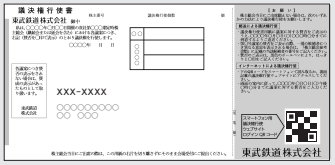
以　　上

・次の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。
　［事業報告］会社の支配に関する基本方針
　［連結計算書類］連結株主資本等変動計算書、連結注記表
　［計算書類］株主資本等変動計算書、個別注記表
　また、監査役及び会計監査人は、当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト　https://www.tobu.co.jp/ir/

（ご参考）議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



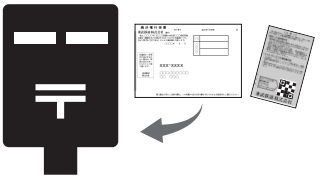
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月23日(水曜日)
午前10時

郵送又はインターネットにより議決権を行使される場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

インターネット

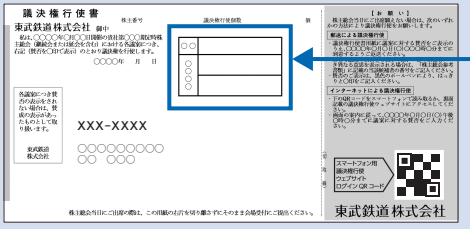


当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にて、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2021年6月22日(火曜日)
午後6時15分 到着・受付分まで

議決権行使書用紙のご記入方法



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

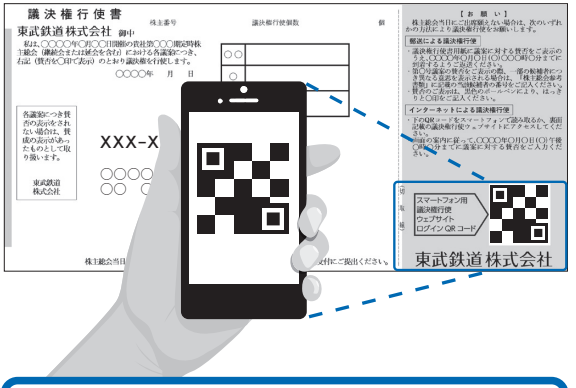
第1・3・4号議案	
賛成の場合 「賛」の欄に○印	反対の場合 「否」の欄に○印

第2号議案	
全員賛成の場合 「賛」の欄に○印	全員反対の場合 「否」の欄に○印
一部の候補者に反対の場合 「賛」の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号を記入	

インターネットによる議決権行使方法

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使』

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



QRコードの読み取りだけで
簡単ログイン！

注意：一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合は、再度QRコードを読み取り、右記記載と同様に「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

(1) 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

https://www.web54.net

・サイトの記載内容をご確認ください。
・「次へすすむ」をクリックしてください。





(2) 議決権行使コード等を入力してください。

・画面の案内にしたがって、議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内にしたがって、
議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

0120-652-031（通話料無料）

受付時間　9:00～21:00

インターネットによるライブ配信のご案内

パソコンやスマートフォン等にて株主総会の様子をご覧いただけます。
詳しくは**同封のリーフレット**をご参照ください。

ライブ配信をご覧になる前に、事前の議決権行使をお願いします。
（ライブ配信では議決権行使できません。）

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期にわたる経営基盤の拡充のため、財務健全性に配慮しつつ、業績と経営環境を総合的に勘案しながら、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループ全事業において大きな影響を受け、非常に厳しい業績となりました。そのため、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円

総額2,087,474,950円

（これにより年間配当金は、１株につき、中間配当金10円を含め合計20円となり、前期に比べ20円の減配となります。）

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月24日

第２号議案　取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役２名及び代表取締役１名で構成され、かつ独立社外取締役より選任された議長が会議を主宰する「指名・報酬委員会」への諮問を経て、取締役会において決定しております。

（ご参考）候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位
1	**根津　嘉澄**（ねづ　よしずみ） 再任 男性	代表取締役 取締役社長
2	**三輪　裕章**（みわ　ひろあき） 再任 男性	代表取締役
3	**小代　晶弘**（おじろ　あきひろ） 再任 男性	取締役
4	**小野寺　敏明**（おのでら　としあき） 再任 男性	取締役
5	**横田　芳美**（よこた　よしみ） 再任 男性	取締役
6	**山本　勉**（やまもと　つとむ） 再任 男性	取締役
7	**重田　敦史**（しげた　あつし） 再任 男性	取締役
8	**柴田　光義**（しばた　みつよし） 再任 男性 社外 独立役員	取締役
9	**安藤　隆春**（あんどう　たかはる） 再任 男性 社外 独立役員	取締役
10	**矢ケ崎　紀子**（やがさき　のりこ） 再任 女性 社外 独立役員	取締役
11	**柳　正憲**（やなぎ　まさのり） 再任 男性 社外 独立役員	取締役
12	**吉野　利哉**（よしの　としや） 新任 男性	—

1 根津 嘉澄（ねづ よしずみ）

1951年10月26日生
当社株式所有数：402,300株

再任 男性



＞略歴及び当社における地位

1974年 4 月　当社入社
1988年 4 月　当社関連事業室部長
1990年 5 月　当社関連事業室長
1990年 6 月　当社取締役関連事業室長
1991年 4 月　当社常務取締役
1993年 6 月　当社代表取締役（現在）
1993年 6 月　当社専務取締役
1995年 6 月　当社取締役副社長
1999年 6 月　当社取締役社長
2018年 4 月　当社取締役社長社長執行役員（現在）

＞当社における担当（管掌）

社務総括

＞重要な兼職の状況

㈱松屋社外取締役
富国生命保険(相)社外監査役

＞取締役候補者とした理由

同氏は、グループ事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。1999年からは、代表取締役社長として、強いリーダーシップのもと当社グループの経営を牽引し、経営基盤強化による企業価値向上を実現してまいりました。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

2 三輪 裕章（みわ ひろあき）

1958年11月23日生
当社株式所有数：6,100株

再任 男性



>略歴及び当社における地位

1981年４月　当社入社
2005年10月　当社鉄道事業本部計画管理部部長
2006年４月　当社人事部長
2011年６月　当社取締役人事部長
2015年６月　当社常務取締役生活サービス創造本部長兼人事部長
2015年７月　当社常務取締役生活サービス創造本部長
2016年４月　当社常務取締役
2017年６月　当社代表取締役
2017年６月　当社専務取締役
2017年７月　当社専務取締役経営企画本部長
2018年４月　当社専務取締役専務執行役員経営企画本部長
2018年６月　当社取締役専務執行役員経営企画本部長
2019年６月　当社取締役専務執行役員（現在）
2020年６月　当社代表取締役（現在）

>当社における担当（管掌）

監理部・財務部・資産管理部

>重要な兼職の状況

一般財団法人東武博物館理事長

>取締役候補者とした理由

同氏は、企業組織戦略部門、不動産事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた財務戦略及び資産管理戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

>候補者との特別な利害関係

同氏は、一般財団法人東武博物館の理事長であり、当社は同法人に東武博物館の運営に係る業務の委託を行っております。

3 小代 晶弘（おじろ あきひろ）

1958年6月8日生
当社株式所有数：6,600株

再任 | 男性



>略歴及び当社における地位

1982年 4 月　当社入社
2006年10月　当社分譲事業本部マンション事業部長
2010年 4 月　当社沿線開発事業本部部長
2012年 6 月　当社取締役沿線開発事業本部部長
2012年 7 月　当社取締役生活サービス創造本部住環境開発部長
2015年 6 月　当社取締役生活サービス創造本部副本部長兼住環境開発部長
2015年10月　当社取締役生活サービス創造本部副本部長兼ビル事業部長
2016年 4 月　当社取締役生活サービス創造本部長兼ビル事業部長
2016年 6 月　当社常務取締役生活サービス創造本部長兼ビル事業部長
2017年 7 月　当社常務取締役生活サービス創造本部長
2018年 4 月　当社常務取締役常務執行役員生活サービス創造本部長
2018年 6 月　当社専務執行役員生活サービス創造本部長
2019年 6 月　当社取締役専務執行役員生活サービス創造本部長
2020年 2 月　当社取締役専務執行役員生活サービス創造本部長兼アセット戦略部長
2020年 6 月　当社取締役専務執行役員生活サービス創造本部長（現在）

>当社における担当（管掌）

人事部・生活サービス創造本部

>取締役候補者とした理由

同氏は、不動産事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた企業組織戦略及び生活サービス事業・地域開発事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

4 小野寺 敏明（おのでら としあき）

1959年９月６日生
当社株式所有数：6,600株

再任 | 男性



＞略歴及び当社における地位

1982年４月　当社入社
2010年10月　当社総務部長兼調査室長
2013年７月　当社鉄道事業本部運輸部長兼鉄道乗務員養成所長
2015年６月　当社総務法務部長兼調査室長
2016年６月　当社取締役総務法務部長兼調査室長
2018年４月　当社取締役執行役員総務法務部長兼調査室長
2018年６月　当社取締役常務執行役員総務法務部長兼調査室長
2019年６月　当社取締役常務執行役員
2020年６月　当社取締役専務執行役員（現在）

＞当社における担当（管掌）

総務法務部・広報部・調査室

＞取締役候補者とした理由

同氏は、総務部門、鉄道事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた企業法務戦略及び広報戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

5 横田（よこた） 芳美（よしみ）

1961年8月1日生
当社株式所有数：5,700株

再任 男性



>略歴及び当社における地位

1984年 4 月　当社入社
2012年 6 月　当社経営企画部長
2015年 4 月　当社経営企画部長兼池袋開発プロジェクト部長
2015年 6 月　当社取締役経営企画部長兼池袋開発プロジェクト部長
2016年 1 月　当社取締役経営企画部長
2017年 6 月　当社常務取締役経営企画部長
2017年 7 月　当社常務取締役経営企画本部副本部長
2018年 4 月　当社常務取締役常務執行役員経営企画本部副本部長
2018年 6 月　当社常務執行役員経営企画本部副本部長
2018年 7 月　当社常務執行役員
2019年 6 月　当社常務執行役員生活サービス創造本部まちづくり推進統括部長
2020年 6 月　当社取締役常務執行役員生活サービス創造本部まちづくり推進統括部長（現在）

>当社における担当（管掌）

まちづくり開発担当

>取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた大規模開発事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

6 山本（やまもと） 勉（つとむ）

1964年９月９日生
当社株式所有数：2,900株

再任 男性



＞略歴及び当社における地位

1989年 ４月　当社入社
2015年 ６月　当社財務部長
2017年 ６月　当社取締役財務部長
2018年 ４月　当社取締役執行役員財務部長
2018年 ６月　当社取締役常務執行役員財務部長
2019年 ６月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長（現在）

＞当社における担当（管掌）

経営企画本部・ＩＣＴ推進部

＞取締役候補者とした理由

同氏は、財務部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた当社グループの経営戦略及びＩＣＴ推進戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

7 重田 敦史（しげた あつし）

1957年３月31日生
当社株式所有数：400株

再任 男性



＞略歴及び当社における地位

1979年 ４月　㈱富士銀行入行
2006年 ３月　㈱みずほコーポレート銀行執行役員
2008年 ４月　同行常務執行役員
2010年 ５月　㈱東武百貨店専務取締役
2011年 ５月　同社代表取締役専務
2013年 ４月　同社代表取締役社長
2015年 ６月　㈱東武ホテルマネジメント代表取締役社長
2020年 ６月　当社取締役常務執行役員（現在）

＞当社における担当（管掌）

ホテル事業戦略部・グループ事業部

＞取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループ会社の取締役等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社及びグループ会社の取締役としての経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けたホテル事業戦略及び当社グループの事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

8 柴田 光義（しばた みつよし）

1953年11月５日生
当社株式所有数：400株

再任 | 男性 | 社外 | 独立役員



＞略歴及び当社における地位

1977年４月　古河電気工業㈱入社
2008年６月　同社執行役員
2009年６月　同社執行役員常務
2010年６月　同社取締役兼執行役員常務
2012年４月　同社代表取締役社長
2017年４月　同社取締役会長（現在）
2018年６月　当社取締役（現在）

＞重要な兼職の状況

古河電気工業㈱取締役会長
朝日生命保険(相)社外監査役
いすゞ自動車㈱社外取締役

＞社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記役割を果たされることを期待しております。

＞社外取締役在任年数（本株主総会終結時）　３年

＞独立性

当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
同氏は、古河電気工業㈱の取締役会長を務めておりますが、同社と当社との間で、取引関係はございません。なお、当社は、同社子会社との間で製品の売買に関する取引がありますが、その年間取引金額は、当社の連結営業収益又は同社の連結売上高のそれぞれ１％未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

＞責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。

9 安藤 隆春（あんどう たかはる）

1949年８月31日生
当社株式所有数：０株

再任 | 男性 | 社外 | 独立役員



＞略歴及び当社における地位

1972年 ４月　警察庁入庁
1999年 ８月　警視庁公安部長
2004年 ８月　警察庁長官官房長
2009年 ６月　警察庁長官（2011年10月退官）
2018年 ６月　当社取締役（現在）

＞重要な兼職の状況

㈱アミューズ社外取締役
㈱ゼンショーホールディングス社外取締役
㈱ニトリホールディングス社外取締役（監査等委員）（委員長）

＞社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、警察庁長官をはじめ要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記役割を果たされることを期待しております。なお同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として経営全般に対して適切な監督・助言をいただけるものと判断しております。

＞社外取締役在任年数（本株主総会終結時）　３年

＞独立性

当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。

＞責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。

10 矢ケ崎 紀子（やがさき のりこ）

1963年４月22日生
当社株式所有数：500株

再任 | 女性 | 社外 | 独立役員



＞略歴及び当社における地位

1987年 ４月　㈱住友銀行入行
1989年10月　㈱日本総合研究所総合研究部門上席主任研究員
2008年10月　国土交通省観光庁参事官（観光経済担当）
2011年 ７月　首都大学東京都市環境学部特任准教授
2014年 ４月　東洋大学国際地域学部准教授
2015年 ６月　当社取締役
2018年 ４月　東洋大学国際観光学部教授
2019年 ４月　東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニティ構想専攻教授（現在）
2020年 ６月　当社取締役（現在）

＞重要な兼職の状況

東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニティ構想専攻教授
日本貨物鉄道㈱社外取締役

＞社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、交通政策・観光政策における学識者としての豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記役割を果たされることを期待しております。なお同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として経営全般に対して適切な監督・助言をいただけるものと判断しております。

＞社外取締役在任年数（本株主総会終結時）　１年

＞独立性

当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。

＞責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。

11 柳（やなぎ） 正憲（まさのり）

1950年10月６日生
当社株式所有数：1,130株

再任 | 男性 | 社外 | 独立役員



＞略歴及び当社における地位

1974年 ４月　日本開発銀行入行
2006年10月　日本政策投資銀行理事
2008年10月　㈱日本政策投資銀行取締役常務執行役員
2011年 ６月　同行代表取締役副社長
2015年 ６月　同行代表取締役社長（2018年６月退任）
2018年 ８月　一般財団法人日本経済研究所理事長（現在）
2020年 ６月　当社取締役（現在）

＞重要な兼職の状況

一般財団法人日本経済研究所理事長
富国生命保険(相)社外取締役
近鉄グループホールディングス㈱社外取締役
三井住友トラスト・ホールディングス㈱社外取締役（2021年６月23日就任予定）

＞社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記役割を果たされることを期待しております。

＞社外取締役在任年数（本株主総会終結時）　１年

＞独立性

当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
同氏は、㈱日本政策投資銀行の業務執行に携わっておりましたが、2018年６月以降は同行の業務執行に携わっておりません。なお、当社グループは、同行との間で資金借入の取引があり、2021年３月31日時点における同行からの借入額(189,329百万円)は当社の連結総資産額の12％未満でありますが、同行は複数ある借入先のひとつであり資金調達において代替性が無い程度にまで依存している借入先ではありません。

＞責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。

12 吉野 利哉（よしの としや）

1963年５月３日生
当社株式所有数：6,100株

新任 男性



＞略歴及び当社における地位

1987年 ４月　当社入社
2011年 ４月　当社鉄道事業本部車両部長
2018年 ６月　当社執行役員鉄道事業本部副本部長兼車両部長
2018年10月　当社執行役員鉄道事業本部副本部長兼営業統括本部長兼車両部長
2019年 ６月　当社常務執行役員鉄道事業本部長（現在）

＞取締役候補者とした理由

同氏は、鉄道事業部門の要職を歴任し、豊富な業務経験や幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた鉄道事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。

（注）１．役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、取締役が期待される役割を十分果たせるよう、また、有能な人材を迎えられるよう、当社の取締役全員を被保険者とする以下の内容を概要とする会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案における各候補者が取締役に選任された場合、当社は各候補者を被保険者とし、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険料は全額当社負担にて更新する予定です。
【保険契約の内容の概要】
・填補の対象となる保険事故の概要
被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。
２．当社では、社外役員の独立性について、客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により各社外取締役候補者は十分な独立性を有していると判断しております。

（ご参考）社外役員の独立性の判断基準について

当社では、社外役員（社外取締役及び社外監査役）のうち、次に掲げる事項に該当しない者が独立性を有すると判断いたします。

（1）事業年度末において、当社の議決権総数の10％以上保有する主要株主、又はその業務執行者
（2）当社の借入先のうち、事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、又はその業務執行者
（3）当社の取引先のうち、事業年度末において、当該事業年度の連結営業収益の２％以上の支払いを当社から受けている者、又はその業務執行者
（4）当社の取引先のうち、当該取引先の事業年度末において、当該事業年度の連結営業収益の２％以上を当社に対し支払っている者、又はその業務執行者
（5）事業年度において、当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者、又はその業務執行者
（6）事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
（7）事業年度末において、当社から金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体のうち、当該金額が当該団体の事業年度における連結営業収益の２％を超える団体に属する者
（8）過去10年間において、当社及び当社子会社の業務執行者であった者
（9）第１号から第７号までにおける事業年度とは過去３年以内に該当するものをいう。
（10）第１号から第８号までに該当する者が重要な職位にある場合において、その配偶者又は二親等以内の親族

（ご参考）取締役会の構成についての考え方

当社では、事業特性を熟知のうえ、事業運営や事業を支える間接部門に精通している社内出身の取締役と、監督機能を高め、経営の公正性かつ透明性確保に資する独立社外取締役により取締役会について構成し企業価値向上をはかっていくことが望ましいと考えております。また、多様性、知識・経験・能力がバランスよく構成されるよう努めております。

氏　名	専門性・見識							
	企業経営・経営戦略	財務・会計	人材開発・組織戦略	法務・リスクマネジメント	運輸事業	開発事業	観光事業	国際性
根津　嘉澄	○		○	○				
三輪　裕章	○	○	○		○	○		
小代　晶弘			○			○		
小野寺　敏明			○	○	○			
横田　芳美						○	○	
山本　勉		○					○	
重田　敦史	○	○	○					○
柴田　光義	○	○		○				○
安藤　隆春			○	○				○
矢ケ崎　紀子					○		○	○
柳　正憲	○	○		○				
吉野　利哉					○		○	

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役を辞任されます大塚博哉氏の補欠として、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、定款の定めにより、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

杉山 知也（すぎやま ともや）

1963年１月17日生
当社株式所有数：2,400株

新任　男性



＞略歴及び当社における地位

1985年４月　当社入社
2013年６月　当社財務部長
2015年６月　当社監理部長
2017年９月　㈱東武ホテルマネジメント常務取締役
2019年６月　当社執行役員
2020年６月　当社執行役員グループ事業部（グループ管理担当）部長（現在）

＞監査役候補者とした理由

同氏は、経理・財務部門、内部監査部門等の要職を歴任し、財務・会計に関する相当程度の知見を有するとともに当社グループの業務全般に精通しております。さらに、グループ会社取締役在任中の豊富な経営経験と幅広い見識を監査業務に活かし、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な役割を果たすことが期待されますので、監査役候補者といたしました。

＞責任限定契約の内容の概要

同氏が選任された場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結する予定です。

＞役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、監査役が期待される役割を十分果たせるよう、また、有能な人材を迎えられるよう、当社の監査役全員を被保険者とする以下の内容を概要とする会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏を被保険者とし、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険料は全額当社負担にて更新する予定です。

【保険契約の内容の概要】

・填補の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。

第４号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）につきましては、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびにお客様の信頼の基礎である輸送の安全の確保・向上を目的に、2018年６月22日開催の第198期定時株主総会によりご承認をいただきましたが、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。当社では、引き続き上記目的を達成するため、当社の経営環境や株主様からのご意見等を踏まえ、旧プランの更新について検討してまいりました。

検討の結果、2021年５月18日開催の取締役会において、社外取締役４名を含む当社取締役全員の賛成により、内容の一部を変更した買収防衛策（以下、今回ご提案する買収防衛策を「本プラン」といいます。）を継続することについて、本総会に上程することを決議いたしました。

つきましては、買収防衛策の継続についてご承認をお願いするものであります。

なお、本プランにおける主な変更点は次のとおりです。

・当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業における公共性、安全性および利用者の利益の確保・向上への取組み等について、整理を行いました。
・独立委員会の委員は、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役または社外監査役の中から選任することに限定いたしました。
・本プランの対抗措置について、「原則として新株予約権無償割当て」という表現を改め、「新株予約権無償割当て」に限定いたしました。
・取締役会の検討・情報提供期間や独立委員会の検討期間について、「原則として〇日間」という表現を改め、上限を明確に設定いたしました。
・法令またはガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる場合のみ独立委員会の承認を得たうえで本プランが修正できるよう、要件を限定いたしました。
・その他、日付や文言の修正、文言の整理を行いました。

（ご参考）本プランの概要

目的	本プランは、当社株式の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業における公共性、安全性および利用者の利益の確保・向上を目的としています。
本プランの主な特徴等	**①独立委員会における社外役員比率** 本プランの発動等について検討を行う独立委員会委員について、株主様から選任をいただき、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している、独立社外役員３名（社外役員比率100％）により構成いたします。 **②対抗措置の発動要件の限定** 当社取締役会の恣意的な判断であるとの疑念を排するため、いわゆる高裁四類型と強圧的二段階買付に限定しております。 **③継続的な企業価値および株主共同の利益の確保・向上** 当社では、継続的な企業価値および株主共同の利益の確保・向上のためには、経営の根底にある「安全・安心」を提供し続けることや運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業を営む者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくとともに、中長期的な視点に立った経営を推進していくことが、不可欠であると考えます。
株主様への影響	・買収防衛策の継続のみにより、**新株予約権の無償割当て自体や増資が行われることはございません。** ・買収者が現れた際に、独立委員会の検討を踏まえ対抗措置が発動された場合、株主様が保有する株式１株につき１個の新株予約権が付与されます。 ・当社は、買収者以外の株主様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を発行することがあります。この場合、買収者以外の株主様は新株予約権の行使等を行わずとも当社株式を受領することとなり、その保有する株式の希釈化は原則として生じません。

1　提案の理由（本プラン導入の目的と基本的な考え方）

（1）当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業における公共性、安全性および利用者の利益の確保・向上への取組み

ア　当社グループの価値の源泉

当社グループは、お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業グループとして、「運輸」、「レジャー」、「不動産」、「流通」等の事業を多角的、複合的に展開しており、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、さらに、事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グループとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たすことが重要であると認識しております。すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けるとともに、運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業を担う者としての公共的使命に関する基本的な考え方を今後も維持し続けることが、当社グループ全体の根幹をなし、お客様や地域社会をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係・協力関係の構築につながり、最終的には当社グループと地域社会の持続的な発展に資すると考えております。

イ　当社グループのサステナビリティに対する考え方

当社グループは、経営方針に掲げている「地域社会とともに持続的に発展」することを目指し、これまで様々な事業を推進してまいりました。創業時より、両毛地域で産出した生糸の鉄道輸送により地域産業の発展を支援し、その後は地元関係者との協調による日光・鬼怒川エリアの観光需要拡大や、通勤・通学需要に応える複々線化事業等により、経済成長の一翼を担ってまいりました。さらに、東京スカイツリー建設による電波塔の機能を有する社会インフラの整備と、東京スカイツリータウン開業による活性化等を実現し、社会の発展と事業の成長を両立してまいりました。

当社グループは、広域な鉄道ネットワークに広がる沿線地域が事業基盤であり、これまで以上に沿線を中心とした社会の持続的な発展を実現することは、当社グループの最も重要な課題であると考えております。

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容とともに、少子高齢化の進展、地球温暖化や廃棄物処理をはじめとした環境問題等、様々な社会課題に直面しており、新たなビジネスモデルの構築とともに、課題の解決が必要であります。これらの解決に向けて、保有する資産を最大限活用するとともに、これまで培ってきたノウハウやステークホルダーとの信頼関係を結集し、『つなぐ』力で“やさしい”を提供し続け、『住み続けたい・訪れたい地域を創る』ことで、社会に不可欠な企業グループとなり、社会と当社グループの持続的な発展を実現してまいります。

ウ　中期的な事業の方針

当社グループを取り巻く事業環境は先行き不透明であるものの、新たな中期経営計画の策定を早期に目指すとともに、2021年度については「事業構造改革の推進」「グループ事業における統合と撤退」「生活ニーズの多様化に応える事業の推進」を目標とした事業方針を策定し、経営体質の強化を進めてまいります。

今後のロードマップにつきましては、次のとおり考えております。

まず、2020年～2021年度の２か年につきましては、「事業構造改革」の期間として、鉄道事業の構造改革実現に向けたプロジェクトチームの発足、鉄道事業以外における収益拡大施策等の検討、グループ会社再編の推進等、中長期的な施策の検討や準備等を進めております。

2022年度以降には、概ね３か年の「次期中期経営計画」にもとづき、上記事業構造改革期間において検討・準備を行った中長期施策を確実に推進し、強靭な経営体質と事業環境の変化に即応できる機動的な組織を目指してまいります。以上のとおり経営体質の強化をはかったうえで、その先の新たな成長ステージを目指してまいります。

これらの取組みを推進することで、財務健全性に配慮しつつ、業績と経営環境を総合的に勘案しながら、安定配当を継続することを基本方針とし、引き続き企業価値および株主共同の利益の確保・向上をはかってまいる所存であります。

エ　社会インフラである東京スカイツリー

当社の完全子会社が運営する東京スカイツリーは、公益性の高いテレビやラジオの放送事業の電波塔として、生活を支える重要な社会インフラとなっております。

しかしながら、現在、電波塔事業への出資に関する特段の法規制はなく、東京スカイツリーの運営会社を保有する当社の株式について、一方的に大量買付行為が行われ、電波塔事業の公益性や社会的責任を阻害する事態を招いた場合、株主共同の利益の確保・向上等が損なわれるばかりでなく、国益を害する危機ともなりかねません。

当社グループは、このような重要な社会インフラを事業として営む民間事業者として、強い責任感と確固たる信念をもって、継続的、安定的な経営に向けた社会的責務を担っております。

オ　コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組み

各ステークホルダーの信頼をいただき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、公正かつ透明な経営体制を確立することが重要な課題であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを継続的に進めております。

時　期	内　容
2009年	取締役任期を２年から１年に短縮
2015年	社外取締役を１名から２名へ増員 女性社外取締役を初めて選任
2016年	指名・報酬委員会を設置
2018年	執行役員制度の導入、取締役定員を20名から15名へ削減 →執行と監督の分離、取締役会の機能強化をはかる。
	第三者機関を活用した取締役会の実効性評価の実施
	ガバナンス委員会を設置
	指名・報酬委員会規程の一部を改正 →社外取締役より選任された議長が会議を主宰する。
2019年	取締役に対する株式報酬制度を導入
2020年	社外取締役を２名から４名へ増員（うち１名は女性社外取締役） →取締役の３分の１を社外取締役により構成する。
2021年	２回目となる第三者機関を活用した取締役会の実効性評価の実施

(2) 株式の大量買付

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、「当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業の公共性、安全性および利用者の利益の確保・向上」（以下「株主共同の利益の確保・向上等」といいます。）に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、特定の者の大量買付に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て、株主共同の利益の確保・向上等に対する明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益の確保・向上等に資さない場合も想定されます。

(3) 株主様が判断するために必要な情報や時間の確保等（本プランの必要性）

当社では、継続的な企業価値および株主共同の利益の確保・向上のためには、経営の根底にある「安全・安心」を提供し続けることや社会インフラ事業を営む者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくとともに、中長期的な視点

に立った経営を推進していくことが、不可欠であると考えます。
　このような経営が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、株主共同の利益の確保・向上等は損なわれることになります。
　また、わが国では現在も公開買付制度により濫用的な株式の大量買付行為を規制する一定の対応はなされていますが、原則として市場内での買付行為には適用がなく、また、公開買付制度の適用がある場合でも、公開買付開始前に情報開示や熟慮のための機会を法的に確保することができず、株主様に対する必要かつ十分な情報・時間を提供できないおそれがあると考えられます。また、強圧的買収等の濫用的な買収を必ずしも排除できるものではないと認識しております。
　こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により株主共同の利益の確保・向上等が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、および株主様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、引き続き平時において整えておくことが必要不可欠との結論に達しました。
　当社取締役会は、2018年６月22日開催の定時株主総会において、旧プランについて株主様のご承認をいただきましたが、旧プランは、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了となりますので、本定時株主総会においてご承認いただけることを条件に、下記「３ 本プランの内容」のとおり平時の買収防衛策を引き続いて導入することを決定いたしました。
　なお、現在、当社が具体的に上述のような不適切な買付等の脅威に直面している事実はありません。

２　本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。

（1）目的

　本プランは、当社株券等（株券、新株予約権付社債券等。詳細は注１及び注５に記載のとおり。）の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどにより、株主共同の利益の確保・向上等を目的としています。

（2）手続の設定

　本プランは、当社株券等の20％以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記（1）の目的を実現するために必要な手続を定めています（その詳細については下記「３（1）本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(3) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買収を行う場合や株主共同の利益の確保・向上等に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると認められる場合等（その要件の詳細については下記「3 (2) 本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記「3 (3) 本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、無償割当て以前に比して最大50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断との疑念を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員（東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役または社外監査役の中から選任されるものとします。）のみから構成される独立委員会（その詳細については下記「3 (5) 独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るとともに、株主様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行い、当社取締役会は、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を開催し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の決議を行います。

3 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

ア 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくことになります。

なお、独立委員会は、本プランに定める手続を遵守しない買付等であると認める場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）およびその共同保有

者（注３）の株券等保有割合（注４）が20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等（注５）について、公開買付（注６）に係る株券等の株券等所有割合（注７）およびその特別関係者（注８）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

（注１）金融商品取引法第27条の23第１項に定義するもの。
（注２）金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。
（注３）金融商品取引法第27条の23第５項に定義するもの。同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
（注４）金融商品取引法第27条の23第４項に定義するもの。
（注５）金融商品取引法第27条の２第１項に定義するもの。
（注６）金融商品取引法第27条の２第６項に定義するもの。
（注７）金融商品取引法第27条の２第８項に定義するもの。
（注８）金融商品取引法第27条の２第７項に定義するもの（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第３条第１項で定める者を除きます。

イ　買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供します。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限（60日を上限とします。）を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注９）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。）

③ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

④ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想される内容（そのうち他の株主に対して分配される内容を含みます。）およびその算定根拠等を含み

ます。）
⑤　買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
⑥　買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策等（運輸事業における運輸政策、安全管理政策、投資政策、運賃政策等を含みます。）
⑦　買付等の後における当社事業の安全対策の内容・計画、安全対策投資の金額、安全管理規程の案文、安全統括管理者に就任予定の者の氏名・略歴・安全性に関する意見等
⑧　買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇・対応方針
⑨　当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
⑩　その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

（注９）金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、下記エ①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ウ　買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①　当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、株主共同の利益の確保・向上等という観点から、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加的に提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会の経営計画・事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、合理的な回答期限（30日を上限とします。）を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。この場合、当社取締役会は、上記意見および代替案を独立委員会に提示するものとします。

②　独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等の情報、および当社取締役会に対して上記のとおり情報の提供を要求した場合にはその情報を受領してから買付の対価が円貨の場合最長60日間、それ以外の買付等の場合は最長90日間が経過するまでに（ただし、下記エ③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を最長30日まで延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討および当社取締役会

の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、株主共同の利益の確保・向上等という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通じて当該買付者等と買付条件の改善等について協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主様に対する提示等を行うことができるものとします。

独立委員会の判断が、株主共同の利益の確保・向上等に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、買付者等は、独立委員会が、直接または当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③　情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会の検討期間が開始した旨、および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で速やかに株主様に対する情報開示を行います。

エ　独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、上記ウに従い検討を行ったうえで、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会の検討期間の延長を行う場合には、当該延長の期間およびその理由の概要を含みます。）について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

①　本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または、買付者等の買付等の内容の検討、買付者との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間が開始するまでの間は、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、また、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

Ⅰ　当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

Ⅱ　当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行います。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉・代替案の検討等の結果、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の本プランの発動を勧告する場合に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。ただし、この延長は最長30日間とします。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集・検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を行います。

オ　取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開

催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議するものとします。そして、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決議を経て、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行するものとします（当該株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記各取締役会決議を行った場合または上記株主総会決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

（2）本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「(1) 本プランに係る手続 オ」に記載される当社取締役会の決議または株主総会の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを実施します。

なお、上記「(1) 本プランに係る手続 エ」のとおり、独立委員会が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについて検討し、実施もしくは不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を必ず行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決定します。

① 当社の経営に参加する意思がなく、当社の株券等を買い占めることにより株価を吊り上げて、当社の株券等を当社関係者に高値で引き取らせる目的の買付等である場合

② 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を廉価に当該買付者等またはそのグループ会社等に移転させる等当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行う目的の買付等である場合

③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の買付等である場合

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等を高値で売り抜ける目的の買付等である場合

⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買

付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

ア　新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数の本新株予約権を割り当てます。

イ　割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

ウ　本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

エ　本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

オ　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

カ　本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記ケ②のとおり、当社による本新株予約権の取得がなさ

れる場合には、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

キ　本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注10）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者および特別関係者、（Ⅲ）特定大量買付者（注11）、（Ⅳ）特定大量買付者の共同保有者および特別関係者、もしくは、（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注12）（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、下記ケのとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

（注10）原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等所有割合が20％以上である者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが株主共同の利益の確保・向上等に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに株主共同の利益の確保・向上等に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。）その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量所有者に該当しないものとします。

（注11）原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義するもの。）の買付等（同法第27条の２第１項に定義するもの。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが株主共同の利益の確保・向上等に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。ただし、一定の条件の下に株主共同の利益の確保・向上等に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。）その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

（注12）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義するもの。）をいいます。

ク　本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ　当社による本新株予約権の取得

①　当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得する

ことが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

コ　合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において、別途定めます。

サ　新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ　法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2021年５月18日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(4) 本プランの導入手続

本プランの導入については、当社定款第12条（注13）に基づき、本定時株主総会において、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案を付議し、株主様のご承認をいただくことを条件といたします。

（注13）当社定款第12条「本会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断との疑念を排除し、株主様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

本プランの導入当初における独立委員会の委員は、当社および当社経営陣からの独立性の高い当社の社外役員３名から構成される予定です（本プラン導入当初における独立委員会の委員は、後記「独立委員会委員の氏名および略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記「(1) 本プランに係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が株主共同の利益の確保・向上等を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施を勧告し（独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることを勧告します。）、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

上記「(4) 本プランの導入手続」の株主総会決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、法令またはガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる範囲、かつ上記「(4) 本プランの導入手続」の株主総会決議による委任の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4　本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、かつ、2008年６月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の

在り方」を踏まえております。

(2) 株主意思を重視するものであること

上記「3 (4) 本プランの導入手続」に記載したとおり、本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、上記「3 (6) 本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主様のご意向が反映されることとなっております。

また、当社は取締役の任期を1年としており、定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主様の意思を確認できるようにしております。

さらに、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行うこととなっており、当社取締役会は、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議することで、必要に応じて株主様の意思を直接確認することができる仕組みになっています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記「3 (5) 独立委員会の設置」に記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員（東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役または社外監査役の中から選任されるものとします。）のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主様に情報開示をすることとされており、株主共同の利益の確保・向上等に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記「3 (1) 本プランに係る手続 エ」および上記「3 (2) 本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な判断との疑念を受けるような発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記「3 (1) 本プランに係る手続 ウ ②」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「3 (6) 本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役により構成される取締役会により、これを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては、取締役の任期を１年としており、取締役の期差任期制は採用されていませんので、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5 株主様への影響

(1) 本プランの導入時に株主様および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主様および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主様および投資家の皆様に与える影響

ア 本新株予約権の無償割当ての手続および名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式１株につき１個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。割当対象株主は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記「3 (1) 本プランに係る手続 エ ①」但書に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無

償にて取得する場合があります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

イ　本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主様による本新株予約権の行使により、その所有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記ウに記載するところに従って非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

ウ　当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

エ　上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主様に対して情報開示または

通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6　独立委員会の概要

(1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置されます。

(2) 独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、かつ東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役または社外監査役の中から、当社取締役会が選任します。

(3) 独立委員会は、独立委員会規程に従い、本プランが独立委員会の職務として定める職務を行います。また、独立委員会の各委員は、かかる職務の遂行にあたっては、株主共同の利益の確保・向上等に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならないものとします。

(4) 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでないものとします。

(5) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の３分の２以上が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができるものとします。

(6) 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができるものとします。

(7) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

（独立委員会委員の氏名および略歴）

本プラン導入当初の独立委員会の委員には、次の３名を予定しております。

柴田　光義（しばた　みつよし）

【略歴】

1953年11月　生まれ
1977年４月　古河電気工業㈱入社
2008年６月　同社執行役員
2009年６月　同社執行役員常務
2010年６月　同社取締役兼執行役員常務
2012年４月　同社代表取締役社長
2017年４月　同社取締役会長（現在）
2018年６月　当社社外取締役（現在）

安藤　隆春（あんどう　たかはる）

【略歴】

1949年８月　生まれ
1972年４月　警察庁入庁
1999年８月　警視庁公安部長
2004年８月　警察庁長官官房長
2009年６月　警察庁長官（2011年10月退官）
2018年６月　当社社外取締役（現在）

福田　修二（ふくだ　しゅうじ）

【略歴】

1951年12月　生まれ
1974年４月　小野田セメント㈱（現太平洋セメント㈱）入社
2008年４月　同社執行役員
2010年８月　同社取締役常務執行役員
2012年４月　同社代表取締役社長
2018年４月　同社取締役会長（現在）
2020年６月　当社社外監査役（現在）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、一時的に持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益や個人消費等が落ち込み、景気は依然として厳しい状況で推移いたしました。

当社グループにおきましても、外出自粛やテレワークの増加、また、インバウンド需要の消滅等、過去に経験したことのない厳しい状況となりましたが、お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業集団として、新型コロナウイルス対策を講じ、お客様に安心してご利用いただけるよう最大限留意のうえ各事業を推進いたしました。特に、運輸事業では、お客様が大きく減少するなかでも、社会の要請に応えるべく、一部運休を除き概ね通常の運行を継続いたしました。また、減収が続く状況を踏まえ、様々なコスト削減策を実施いたしました。安全投資については引き続き推進しつつも緊急性の低い支出を先送りしたほか、業務委託内容を見直すなど継続的なコスト抑制にも積極的に取り組みました。

しかしながら、営業収益は4,963億26百万円（前期比24.1％減）、営業損失は135億77百万円（前期は626億53百万円の営業利益）、経常損失は98億92百万円（前期は584億14百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は249億65百万円（前期は355億30百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

運輸事業

鉄道業におきまして、当社では、安全・安心で暮らしやすく、そして選ばれる沿線を目指して、様々な取組みを進めております。

安全面では、竹ノ塚駅付近、とうきょうスカイツリー駅付近及び春日部駅付近の高架化事業を推進いたしました。また、清水公園～梅郷間において、高架区間の使用を開始し11か所の踏切を廃止するとともに、愛宕駅において新駅舎の使用を開始いたしました。さらに、ホーム上の安全対策として、新越谷駅及び北越谷駅の全ホーム、北千住駅５～７番ホーム並びに志木駅１・２番ホームにおいてホームドアの使用を開始いたしました。また、テロ等非常事態発生時に駅防犯カメラ映像を警察に伝送する「非常時映像伝送システム」について、前期の埼玉県警察本部に引き続き、当期は警視庁と協力し、連携体制を構築いたしました。さらに、沿線の警察及び消防と連携したテロ対応訓練や避難誘導訓練を実施いたしました。

営業面では、東武線・東京メトロ日比谷線相互直通の座席指定制列車「ＴＨライナー」の運行を開始し利便性向上に努めました。また、新しい生活様式を踏まえ、東武スカイツリーライン・東上線等における最終列車時刻繰り上げ、東上線上り「ＴＪライナー」の増発を含むダイヤ改正を実施いたしました。さらに、本田技研工業㈱と連携のうえ東武竹沢駅～男衾駅間に新駅「みなみ寄居＜ホンダ寄居前＞」を開業し、同社工場へのアクセス向上をはかるとともに、周辺の円滑な交通環境の維持や環境負荷軽減にも寄与いたしました。また、東松山市の農産物を池袋駅まで鉄道輸送して販売する「TABETE（タベテ） レスキュー直売所」の実証実験を行い、旅客輸送だけに留まらない新たな輸送サービスを検討するとともに、沿線の魅力発信に努めました。日光・鬼怒川エリアでは、２機目の「ＳＬ大樹」の運行を開始し、ＳＬ２機体制による下今市駅～鬼怒川温泉駅間の４往復運転を実施し、お客様により多くの乗車機会を提供するとともに、地域活性化に努めました。

バス・タクシー業におきまして、東武バスウエスト㈱では、「鶴瀬駅東口～ららぽーと富士見」間の路線において、走行時に二酸化炭素や環境負荷物質を排出しない優れた環境性能と高い安全性を備えた燃料電池バスの営業運行を開始いたしました。

貨物運送業におきまして、東武運輸㈱では、さらなる業務拡大のため、荷主から加工や保管等の請負を含めた一体的な物流業務を行うべく、館林市において既存の物流センターを新設移転するとともに、越谷市において新たに物流センターを開設し、増収に努めました。

運輸事業全体としては、２度の緊急事態宣言や感染拡大に伴う出控えやテレワークによる定期・定期外収入の大幅な減少等により営業収益は1,591億22百万円（前期比26.1％減）となり、工事計画の見直しをはじめ様々な支出削減に努めたものの、営業損失は52億24百万円（前期は376億59百万円の営業利益）となりました。

レジャー事業

スカイツリー業におきまして、「東京スカイツリー」では、期間限定で展望台入場料金を半額とするキャンペーンを実施したほか、人気アニメの劇場公開にあわせたコラボレーションイベントを開催し、誘客に努めました。

ホテル業におきまして、当社及び㈱東武ホテルマネジメントでは、栃木県内初のラグジュアリーホテル「ザ・リッツ・カールトン日光」、国内初進出のブランド「ＡＣホテル・バイ・マリオット東京銀座」並びに和光市、川越市及び浅草において宿泊主体型ホテルを、それぞれ開業いたしました。また、「日光金谷ホテル」及び「中禅寺金谷ホテル」では、ワークルームを新設し新しいライフスタイルを提案する「ワーケーションプラン」の販売を開始いたしました。

遊園地・観光業におきまして、「東武動物公園」では、人気アニメとのコラボレーションイベントの開催やオリジナルグッズの販売等により増収に努めたほか、男性声優とコラボレーションした光と音楽のショー「ウインターイルミネーション」を開催いたしました。また、「東武ワールドスクウェア」では、園内展示物等をライトアップさせた「ライトアップ＆イルミネーション」を開催し、それぞれ誘客に努めました。

レジャー事業全体としては、感染症対策を講じつつ誘客に努めたものの、１度目の緊急事態宣言による休業のほか、出控えによる国内旅行客の大幅な減少や入国制限による外国人観光客の急減等により、営業収益は390億55百万円（前期比45.8％減）、営業損失は184億84百万円（前期は31億16百万円の営業利益）となりました。

不動産事業

スカイツリータウン業におきまして、「東京ソラマチ」では、東京スカイツリーとともに季節に応じた各種イベントを開催したほか、コロナ禍において遠方への外出が困難であることや屋外レジャー需要が高まるなど環境の変化を踏まえ、各地の名店等やアウトドアファッションの店舗を誘致するなど、大型リニューアルを実施し、誘客に努めました。

不動産賃貸業におきまして、当社では、浅草～東京スカイツリーエリアにおいて、鉄道高架下複合商業施設「東京ミズマチ」を開業するとともに、隅田川橋梁に歩道橋「すみだリバーウォーク」を新設いたしました。すみだリバーウォークでは通行者100万人を達成するなど、エリアの回遊性向上と賑わいを創出いたしました。また、ワークスペース付き賃貸マンション「ソライエアイル草加」及び「ソライエアイル新河岸」の入居を開始するとともに、職住近接を実現するサテライトオフィス「Solaie ＋Work（ソライエプラスワーク）」を４施設開設し、自宅近くにおけるワークスペースの増加に寄与し、沿線のお客様の利便性向上をはかり、より暮らしやすい街づくりを推進いたしました。

不動産分譲業におきまして、当社では、テレワークの定着等に伴い生活利便性が高い郊外の駅に近い大規模物件の評価が高まったこと等により、分譲マンション「ソライエシティザ・パーク/ザ・ガーデン」（草加市）や分譲戸建住宅「ソライエ清水公園アーバンパークタウン」（野田市）の販売が好調に推移いたしました。

不動産事業全体としては、分譲住宅の販売は好調に推移したものの、商業施設における休業や賃料減免等により、営業収益は542億28百万円（前期比20.1％減）、営業利益は137億２百万円（前期比5.3％減）となりました。

流通事業

百貨店業におきまして、㈱東武百貨店では、物産展においてオンラインショッピングを導入するなど、新しい生活様式に合わせた販売施策を実施いたしました。また、㈱東武宇都宮百貨店では、在宅時間充実に向けた需要の高まりをとらえ手芸用品店「ユザワヤ」を誘致し新規顧客の獲得に努めるとともに、お得意様向けの施設を「ロイヤルサロン」としてリニューアルし外商部門の強化をはかりました。

ストア業におきまして、㈱東武ストアでは、「葛西駅前店」、「北千住店」の新規２店舗をオープンさせ、増収に努めました。また、デリバリー注文サービスや各種キャッシュレス決済の導入により、生活ニーズの多様化に応えるサービスを展開し、販路の拡大や利便性の向上をはかりました。

流通事業全体としては、内食需要の増加や新規店舗の開業によりストア業は増収増益とな

ったものの、百貨店業における緊急事態宣言による休業や出控えの影響等により、営業収益は2,162億53百万円（前期比18.8％減）、営業損失は53億84百万円（前期は33億64百万円の営業利益）となりました。

その他事業

建設業におきまして、東武建設㈱では、川口市において福祉施設の建設工事を、東武谷内田建設㈱では、墨田区において公共施設の大規模改修工事を、東武緑地㈱では、江東区において公園の整備工事を、それぞれ完了させました。

そのほか、東武ビルマネジメント㈱では、中央区においてホテルの清掃業務を受注するなど増収に努めました。

その他事業全体としては、営業収益は888億63百万円（前期比19.6％減）、営業利益は28億76百万円（前期比46.5％減）となりました。

さらに、当社及び㈱東武カードビジネスでは、スマートフォンアプリを導入した新ポイントサービス「TOBU POINT（略称トブポ）」を開始し、新規顧客の拡大と利便性向上をはかりました。今後も、同サービスを活用し、各種データの蓄積・連携をはかるとともに、調査・分析を強化し、新たな商品・サービスの開発を進めることで、東武グループの収益拡大を目指してまいります。

以上のとおり、過去に例のない未曽有の厳しい状況下で、可能な限りの支出の抑制に努めるとともに、新しい生活様式やお客様のニーズの多様化をとらえた事業を展開いたしました。今後、さらに抜本的な事業構造の見直しにより、経営体質の強化をはかってまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第198期 (2017年度)	第199期 (2018年度)	第200期 (2019年度)	第201期 (2020年度) (当　期)
百万円 営業収益	569,519	617,543	653,874	496,326
百万円 親会社株主に帰属する当期純利益	36,025	28,024	35,530	△24,965
円 １株当たり当期純利益	168.87	132.65	168.84	△119.67
百万円 総資産	1,618,274	1,643,190	1,656,092	1,682,497
百万円 純資産	460,582	469,276	473,969	453,103

(注) 1．１株当たり当期純利益は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第２号)」及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第４号)」に基づき、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式の総数(自己株式を控除)で除して算出しております。
2．当社は、2017年10月１日付で普通株式５株を１株とする株式併合を行っておりますが、第198期(2017年度)の１株当たり当期純利益は、期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算出しております。
3．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号)」を第199期(2018年度)の期首から適用しており、第198期(2017年度)の総資産については当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

(3) 対処すべき課題

2020年度の経済情勢は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人観光客の激減や国内消費の急激な落ち込みに加え、緊急事態宣言の発出による出控えやイベントの自粛等により、当社グループは大きな影響を受けました。

2021年度におきましても引き続き厳しい事業環境が見込まれますが、社会インフラの１つである鉄道事業を中心にお客様の生活を支え、社会のさらなる発展に全力を尽くしてまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は先行き不透明であるものの、新たな中期経営計画の策定を早期に目指すとともに、2021年度については「事業構造改革の推進」「グループ事業における統合と撤退」「生活ニーズの多様化に応える事業の推進」を目標とした事業方針を策定し、経営体質の強化を進めてまいります。

「事業構造改革の推進」については、事業運営体制の見直しや、コスト削減施策による効率化と省力化を進め、安定した収益の確保が厳しい事業環境においても連結経常利益を確保できる体制を構築してまいります。

運輸事業のうち、鉄道業においてはワンマン運転区間の拡大、駅業務の見直し、需要に合わせた輸送力の見直しを進めてまいります。また、今後は添乗員付き自動運転の実施に向け

た検証を開始し、バス業においても自動運転の実証実験を進めるなど、少子高齢化により労働人口の減少が進む中でも安全かつ利便性の高い輸送サービスの維持に努めつつ、省力化と効率化を推進してまいります。
　レジャー事業のうちホテル業においては、低利益部門の用途変更等、各部門における運営体制の抜本的な見直しを行うことで、費用の削減をはかり、損益分岐点の引き下げを進めてまいります。旅行業においては、旅行販売以外の事業領域の拡大による収益の獲得と、カウンター店舗の集約等によるコスト削減の両立を進めてまいります。
　流通事業のうち百貨店業においては、EC販売商品の拡充や売場のテナント化を推進するなどにより、事業環境の変化に適したローコストオペレーションを進めてまいります。

　「グループ事業における統合と撤退」については、事業ポートフォリオを見直すとともに、グループ各事業の経営状況や経営課題、今後のグループへのシナジー効果等を精査したうえで、統合や撤退により事業を再編いたします。また、定期的に事業の健全性をチェックすることで、より強固なグループ経営基盤を確立してまいります。

　「生活ニーズの多様化に応える事業の推進」については、デジタル技術の活用により社会環境の変化に適応するサービスを提供するとともに、当社の強みである都市部・郊外部・観光地を有する鉄道ネットワークを活かし、生活ニーズの多様化に応えた事業の推進をはかってまいります。
　ライフスタイルの変化に対応する施策として、不動産事業においては、サテライトオフィスを提供するSolaie ＋Workの積極展開をはじめ、足元商圏顧客の獲得を強化する東京ソラマチの大型リニューアルや東武動物公園駅西口の開発等、沿線のライフスタイルを充実させる施策を進めてまいります。さらに、若年層や女性をターゲットとした立地と機能を有する賃貸マンションや、シニア向けのサービスを有する複合住宅、近郊エリアにてニーズに応える機能を備えた分譲住宅を提供し、沿線の魅力の向上を目指してまいります。
　また、2020年11月からサービスを開始したTOBU POINTについては、新たに鉄道利用時にポイントを付与するサービスを開始し、日常利用のサービス拡充をはかることで、沿線利用者への付加価値の向上とグループ収益の拡大を目指してまいります。
　このほか、当社沿線の重要な観光エリアの１つである日光において、日本初となる「環境配慮型」観光MaaSを導入し、環境に配慮した交通機関を利用した歴史・文化・大自然を有するエコリゾートの周遊を促進するサービスを提供してまいります。

　当社グループは、1897年の設立以来、社会とともに持続的な発展を遂げてまいりました。1969年には当社社是として「奉仕」「進取」「和親」を制定、現在はこれを「東武グループ経営理念」として掲げ、安全・安心を根幹に、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指す「東武グループ経営方針」のもと、事業を通じて社会課題の解決に取り組むことで、社会の持続的な発展の一端を担いつつ、当社グループも発展してまいりました。

今後も各事業を通じて持続的な発展を目指していくうえでは、気候変動リスクを低減するため、「脱炭素社会」の実現に向けて省エネルギー化やCO_2削減につながる取り組みをより進めてまいります。また、人材の育成やダイバーシティを推進し少子高齢化や人口減少による労働力不足の深刻化も見据え、働きやすい制度や職場環境を整備するとともに、企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

当社グループは、これからも『つなぐ』力で“やさしい”を提供し続け、『住み続けたい・訪れたい地域を創る』ことで、社会とともに持続的な発展を実現してまいります。

【東武グループ経営理念】

東武グループでは、「奉仕」「進取」「和親」を経営の拠り所としています。

「奉仕」　東武グループは、東武グループの全ての事業が社会に支えられていることを深く自覚し、豊かな社会の実現に貢献します。

「進取」　東武グループは、現状に甘んじることなく、常に研鑽に励み、時代を切り開く開拓者精神をもって新たな挑戦を続けます。

「和親」　東武グループは、人の和や環境との調和をもとに事業の発展と従業員の幸福を図り、社会の進展に寄与します。

【東武グループ経営方針】

お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業グループとして、安全・安心を根幹に「運輸」「レジャー」「不動産」「流通」等の事業を多角的、複合的に展開します。

お客様の視点に立ち、質の高い先進性や独創性あふれるサービスを提供し、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指します。

事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グループとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たします。

(4) 設備投資等の状況

当期中に実施した主な設備投資等は次のとおりです。

① 完成した主な工事等

事業内容		会社名	設備投資の内容
レジャー事業	ホテル業	当社	ザ・リッツ・カールトン日光建設 ＡＣホテル・バイ・マリオット東京銀座建設

② 施行中の主な工事等

事業内容		会社名	設備投資の内容
運輸事業	鉄道業	当社	竹ノ塚駅付近高架化 春日部駅付近高架化 清水公園～梅郷間高架化 とうきょうスカイツリー駅付近高架化

(5) 資金調達の状況

当社では、㈱日本政策投資銀行からの330億円をはじめ所要の借入をするとともに、次のとおり社債を発行いたしました。

銘柄	発行日	発行総額	満期日
第123回無担保社債	2020年４月22日	100億円	2040年４月20日
第124回無担保社債	2020年11月27日	100億円	2023年11月27日
第125回無担保社債	2020年11月27日	100億円	2040年11月27日
第126回無担保社債	2021年１月29日	30億円	2026年１月30日
第127回無担保社債	2021年３月31日	15億円	2026年３月31日

当社グループの当期末における借入金及び社債の残高は8,295億89百万円となり、前期末に比べて520億50百万円の増加となりました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
東武ステーションサービス㈱	25	100.0	駅業務の受託管理業
東武運輸㈱	294	95.0	貨物自動車運送業
東武トップツアーズ㈱	3,000	(100.0) 0.0	旅行業
㈱東武ホテルマネジメント	50	100.0	ホテル業
東武タワースカイツリー㈱	17,225	100.0	電波塔・観光施設業
㈱東武百貨店	50	100.0	百貨店業
㈱東武宇都宮百貨店	50	100.0	百貨店業
㈱東武ストア	100	100.0	ストア業
東武商事㈱	10	100.0	コンビニエンスストア・駅売店業
東武建設㈱	1,091	99.1	総合建設業
東武谷内田建設㈱	90	(60.0) 50.0	総合建設業
東武ビルマネジメント㈱	80	100.0	建物管理業
㈱東武エナジーサポート	10	100.0	石油卸売業

(注) 1．(　) 内の数字は、当社の子会社の議決権を含めた比率です。
2．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容及び事業所等

事業内容		主要な会社	主要な事業所及び事業施設等
運輸事業	鉄道業	当社	本社（東京都墨田区） 営業キロ463.3km、旅客駅数205駅、車両数1,911両
		東武ステーションサービス㈱	本社（東京都墨田区） 受託駅数201駅
	バス・タクシー業	東武バスウエスト㈱	本社（埼玉県さいたま市） 路線バス営業キロ1,446.8km、車両数309両
		朝日自動車㈱	本社（埼玉県越谷市） 路線バス営業キロ827.9km 車両数　タクシー100両・バス341両
	貨物運送業	東武運輸㈱	本社（埼玉県南埼玉郡宮代町） 倉庫保管面積231,982㎡
レジャー事業	遊園地・観光業	東武レジャー企画㈱	本社（埼玉県南埼玉郡宮代町） 東武動物公園（埼玉県南埼玉郡宮代町）
	スポーツ業	東武興業㈱	本社（東京都墨田区） 東武藤が丘カントリー倶楽部（栃木県栃木市） 宮の森カントリー倶楽部（栃木県下都賀郡壬生町）
	旅行業	東武トップツアーズ㈱	本社（東京都墨田区） 支店等170か所（国内162か所、国外８か所）
	ホテル業	当社	当社本社（東京都墨田区） ㈱東武ホテルマネジメント本社（東京都墨田区） 東武ホテルレバント東京（東京都墨田区） ザ・リッツ・カールトン日光（栃木県日光市）
		㈱東武ホテルマネジメント	
	飲食業	東武食品サービス㈱	本社（東京都豊島区） 飲食店等48店
	スカイツリー業	東武タワースカイツリー㈱	本社（東京都墨田区） 東京スカイツリー（東京都墨田区）
不動産事業	不動産賃貸業	当社	本社（東京都墨田区） 東武新越谷駅ビル（埼玉県越谷市） 柏駅ビル（千葉県柏市）
	不動産分譲業	当社	本社（東京都墨田区） 埼玉県事務所（埼玉県久喜市）
	スカイツリータウン業	当社	本社（東京都墨田区） 東京ソラマチ（東京都墨田区） 東京スカイツリーイーストタワー（東京都墨田区）

事業内容		主要な会社	主要な事業所及び事業施設等
流通事業	百貨店業	㈱東武百貨店	本社（東京都豊島区） 池袋店（東京都豊島区） 船橋店（千葉県船橋市）
		㈱東武宇都宮百貨店	本社（栃木県宇都宮市） 宇都宮店（栃木県宇都宮市） 大田原店（栃木県大田原市）
	ストア業	㈱東武ストア	本社（東京都板橋区） スーパーマーケット63店
	その他業	東武商事㈱	本社（東京都墨田区） コンビニエンスストア等50店
その他事業	建設業	東武建設㈱	本社（栃木県日光市） 東京支店（東京都墨田区）
		東武谷内田建設㈱	本社（東京都墨田区） 東上営業所（埼玉県東松山市）
	その他業	東武ビルマネジメント㈱	本社（東京都墨田区） スカイツリータウン事業所（東京都墨田区）
		㈱東武エナジーサポート	本社（東京都墨田区）

(8) 従業員の状況

事業別名称	従業員数	前期末比増減
運輸事業	9,840名	12名増
レジャー事業	4,241名	237名増
不動産事業	324名	4名増
流通事業	2,665名	72名減
その他事業	2,978名	42名増
一般管理	297名	10名増
合計	20,345名	233名増

（注）従業員数は就業人員数です。

(9) 主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
	百万円
㈱日本政策投資銀行	189,329
㈱みずほ銀行	102,296
三井住友信託銀行㈱	74,440
㈱三菱ＵＦＪ銀行	47,681
みずほ信託銀行㈱	30,685

(注) 借入額上位５位の金融機関を記載しておりますが、いずれも複数ある借入先のひとつであり資金調達において代替性が無い程度にまで依存している借入先ではありません。

2 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　400,000,000株

(2) 発行済株式の総数　209,815,421株（うち自己株式1,067,926株）

(3) 株主数　63,864名（前期末比3,080名増）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,146	9.65
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	9,351	4.47
富国生命保険相互会社	5,235	2.50
株式会社みずほ銀行	4,653	2.22
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,026	1.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口５)	3,196	1.53
日本生命保険相互会社	3,187	1.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口６)	2,832	1.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口７)	2,627	1.25
株式会社埼玉りそな銀行	2,541	1.21

(注) 1．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2．富国生命保険相互会社は、上記のほかに当社の株式1,164千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 （社外取締役を除く。）	1,000株	１名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当（管掌）	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	根津　嘉澄	社務総括	㈱松屋社外取締役 富国生命保険(相)社外監査役
代表取締役	三輪　裕章	監理部・財務部・資産管理部	一般財団法人東武博物館理事長
取　締　役	関口　幸一	鉄道事業本部・観光事業に関連する業務	
取　締　役	小代　晶弘	人事部・生活サービス創造本部	
取　締　役	小野寺　敏明	総務法務部・広報部・調査室	
取　締　役	横田　芳美	まちづくり開発担当	
取　締　役	山本　　勉	経営企画本部・ＩＣＴ推進部	
取　締　役	重田　敦史	ホテル事業戦略部・グループ事業部	㈱ＪＣＵ社外取締役
取　締　役	柴田　光義		古河電気工業㈱取締役会長 いすゞ自動車㈱社外取締役 朝日生命保険(相)社外監査役
取　締　役	安藤　隆春		㈱アミューズ社外取締役 ㈱ゼンショーホールディングス社外取締役 ㈱ニトリホールディングス社外取締役（監査等委員）（委員長）
取　締　役	矢ケ崎　紀子		東京女子大学現代教養学部国際社会学科 コミュニティ構想専攻教授 日本貨物鉄道㈱社外取締役
取　締　役	柳　　正憲		一般財団法人日本経済研究所理事長 近鉄グループホールディングス㈱社外取締役 富国生命保険(相)社外取締役
常勤監査役	中嶋　直孝		
常勤監査役	大塚　博哉		
監　査　役	茂木　友三郎		キッコーマン㈱取締役名誉会長取締役会議長 カルビー㈱社外取締役 ㈱オリエンタルランド社外取締役 ㈱フジ・メディア・ホールディングス社外取締役（監査等委員）
監　査　役	福田　修二		太平洋セメント㈱取締役会長 サッポロホールディングス㈱社外取締役
監　査　役	林　　信秀		㈱みずほ銀行常任顧問 花王㈱社外取締役 ㈱バロックジャパンリミテッド社外取締役 ㈱ＪＴＢ社外監査役

（注）１．取締役柴田光義氏、安藤隆春氏、矢ケ崎紀子氏及び柳　正憲氏は、社外取締役です。
２．監査役茂木友三郎氏、福田修二氏及び林　信秀氏は、社外監査役です。
３．当社は、社外役員の全員を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
４．常勤監査役中嶋直孝氏及び監査役福田修二氏は、それぞれ経理又は財務部門において長年にわたる業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査役福田修二氏は、税理士の資格を有しております。
５．役員の異動は次のとおりです。

・地位の異動

氏　名	新	旧	異動日
三輪　裕章	代表取締役	取締役	2020年６月23日
横田　芳美	取締役	（就　任）	2020年６月23日
重田　敦史	取締役	（就　任）	2020年６月23日
矢ケ崎　紀子	取締役	（就　任）	2020年６月23日
柳　　正憲	取締役	（就　任）	2020年６月23日
大塚　博哉	常勤監査役	（就　任）	2020年６月23日
福田　修二	監査役	（就　任）	2020年６月23日
林　　信秀	監査役	（就　任）	2020年６月23日
角田　建一	（退　任）	代表取締役	2020年６月23日
小檜山　隆	（退　任）	取締役	2020年６月23日
豊田　郁夫	（退　任）	常勤監査役	2020年６月23日
正田　　修	（退　任）	監査役	2020年６月23日
小林　　喬	（退　任）	監査役	2020年６月23日

・担当（管掌）の異動

氏　名	新	旧	異動日
根津　嘉澄	社務総括	―	2020年６月23日
横田　芳美	まちづくり開発担当	―	2020年６月23日
重田　敦史	ホテル事業戦略部・グループ事業部	―	2020年６月23日
角田　建一	―	社務総括	2020年６月23日
小檜山　隆	―	ホテル事業戦略部・グループ事業部	2020年６月23日

・重要な兼職の状況の異動

氏　名	新	旧	異動日
安藤　隆春	㈱ニトリホールディングス社外取締役（監査等委員）（委員長）	㈱ニトリホールディングス社外取締役	2020年５月14日
茂木　友三郎	㈱フジ・メディア・ホールディングス社外取締役（監査等委員）	㈱フジ・メディア・ホールディングス社外監査役	2020年６月25日

6．当社は、執行役員制度を導入しております。2021年４月１日現在の執行役員は次のとおりです。

役　位	氏　名	担当業務・委嘱
社長執行役員	根津　嘉澄	社務総括
副社長執行役員	角田　建一	社務総括補佐
専務執行役員	三輪　裕章	監理部・財務部・資産管理部担当
専務執行役員	関口　幸一	鉄道事業本部・観光事業に関連する業務担当
専務執行役員	小代　晶弘	人事部担当 生活サービス創造本部長
専務執行役員	小野寺　敏明	総務法務部・広報部・調査室担当
常務執行役員	横田　芳美	まちづくり開発担当 生活サービス創造本部まちづくり推進統括部長
常務執行役員	山本　　勉	ＩＣＴ推進部担当 経営企画本部長
常務執行役員	吉野　利哉	鉄道事業本部長
常務執行役員	重田　敦史	ホテル事業戦略部・グループ事業部担当
執行役員	吉田　辰雄	資産活用に関連する業務担当 生活サービス創造本部アセット戦略部長
執行役員	鈴木　熊野	グループ事業部（グループポイント事業担当）部長
執行役員	杉山　知也	グループ事業部（グループ管理担当）部長
執行役員	髙野　寿久	鉄道事業本部副本部長
執行役員	木村　吉延	生活サービス創造本部沿線価値創造統括部長
執行役員	田邉　哲也	生活サービス創造本部まちづくり推進統括部（池袋開発担当）部長
執行役員	石附　栄一	人事部担当
執行役員	福原　秀之	鉄道事業本部副本部長兼運輸部長兼鉄道乗務員養成所長
執行役員	岩澤　貞裕	グループ事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員及び執行役員が期待される役割を十分果たせるよう、また、有能な人材を迎えられるよう、当社の取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を全額当社負担にて締結しております。

【保険契約の内容の概要】

・填補の対象となる保険事故の概要
被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。

・会社役員の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。また、当社が被保険者に対して損害賠償請求をする場合は、免責事由としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成され独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会を設置しております。「取締役報酬の決定に関する方針」（以下「本方針」といいます。）は、本委員会への諮問・答申を経て、取締役会で定めております。

本方針において、取締役の報酬は、当社の企業価値向上及び社会的評価向上への意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位、担当業務に応じた職責、会社・個人業績、経営環境、社会情勢等を考慮のうえで決定することとしております。

その構成は、役位別の基本報酬と短期インセンティブ報酬（個人業績連動報酬分及び会社業績連動報酬分）により構成される金銭報酬（月額報酬）、そして中長期インセンティブ報酬としての株式報酬からなります。金銭報酬は2009年６月26日開催の第189期定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額（年額400百万円、うち社外取締役については年額20百万円）以内（注１）、株式報酬は2019年６月21日開催の第199期定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額（年額80百万円）以内（注２）としております。また、社外取締役の金銭報酬の限度額については、2020年６月23日開催の第200期定時株主総会において40百万円以内（注３）へと改定しております。

短期インセンティブ報酬のうち個人業績連動報酬分は、各人の総合評価とするため財務的業績や企業価値向上への貢献等各人の職務遂行状況により決定しております。会社業績連動報酬分は、企業本来の事業活動の状況、すなわち「稼ぐ力」の源泉となる指標とするため連結営業収益及び連結営業利益の中期経営計画に掲げた数値に対する達成状況を評価指標とし、事業部門を管掌する取締役においては、これらに加え、日々の業務遂行の目標とするため各事業部門の営業収益及び営業利益等も評価指標としております。なお、経済

情勢等の外部要因、異常気象等を勘案し、合理的な範囲内で必要な調整を行うことがあります。評価指標である「東武グループ中期経営計画2017～2020」における2019年度の計画値は連結営業収益5,816億円、連結営業利益649億円であり、実績は連結営業収益6,538億円、連結営業利益626億円となっております。

中長期インセンティブ報酬である株式報酬は、取締役（社外取締役を除きます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、株式交付信託を活用し、役位に応じて付与するポイントに基づき、原則として退任時に本信託を通じて当社株式及び金銭を交付します。

報酬の構成比率は、役位ごとに定める標準額を基準とし、基本報酬が55～65%、短期インセンティブ報酬が20～30%、中長期インセンティブ報酬が15%程度を目安としており、社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から、金銭報酬の基本報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容について、当事業年度においては、2019年6月21日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長根津嘉澄氏及び代表取締役角田建一氏（社務総括管掌）に2020年４月～2020年６月までの期間の取締役の個人別報酬の決定を委任しております。また、当事業年度内に代表取締役の異動があったため、2020年６月23日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長根津嘉澄氏（社務総括管掌）及び代表取締役三輪裕章氏（監理部・財務部・資産管理部管掌）に2020年７月～2021年３月までの期間の取締役の個人別報酬の決定を委任しております。当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには、業務執行を総括する代表取締役による決定が適していると判断し、上記権限を委任しております。

取締役の個人別報酬の決定に際しては、本方針に、外部専門機関による企業経営者の報酬に関する調査等を活用し定めた報酬水準をはじめとする、指名・報酬委員会の答申を尊重することを定めております。また、取締役会にて代表取締役へ個人別報酬の決定を委任する際にも、本方針を踏まえ、指名・報酬委員会から妥当である旨の答申を受けている報酬水準に基づき決定することを決議していることから、取締役会は取締役の個人別報酬が本方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、2012年６月28日開催の第192期定時株主総会にてご承認いただきました報酬の限度額（年額100百万円）以内（注４）で、監査役の協議により決定しております。

なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、鉄道等の利用状況が急激に悪化するなど厳しい経営環境を勘案し、取締役の報酬について30%の自主返上等を行っております。

（注）１．当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は17名（うち社外取締役は１名）です。
２．当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は８名です。
３．当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は４名です。
４．当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	短期インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬	
取締役	308	194	65	48	14
監査役	68	68	—	—	8
うち社外役員	(55)	(55)	—	—	(9)

（注）1．上記には、2020年６月23日開催の第200期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役３名を含んでおります。
2．上記の短期インセンティブ報酬は、業績連動報酬等であり、個人業績連動報酬分と会社業績連動報酬分からなります。
3．上記の中長期インセンティブ報酬は、株式交付信託による非金銭報酬等であり、その額は当事業年度の費用計上額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社社外役員が業務執行者又は社外役員である重要な兼職先と、当社との間における開示すべき関係は次のとおりです。

氏　名	重要な兼職の状況	取引内容
安藤　隆春	㈱ゼンショーホールディングス社外取締役	不動産賃貸取引
矢ケ崎　紀子	日本貨物鉄道㈱社外取締役	車両輸送取引
柳　　正憲	富国生命保険(相)社外取締役	資金借入等

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏　名	取締役会出席状況	発言状況・期待される役割に関して行った職務の概要
柴田　光義	11/12回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。また、指名・報酬委員会の議長を務めております。さらに、取締役会の監督機能の強化をはかる任意の委員会「ガバナンス委員会」の議長を務めております。
安藤　隆春	12/12回	警察庁長官をはじめ要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めております。さらに、取締役会の監督機能の強化をはかる任意の委員会「ガバナンス委員会」の委員を務めております。
矢ケ崎　紀子	10/10回	交通政策・観光政策における学識者としての豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。
柳　　正憲	10/10回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。

・社外監査役

氏　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
茂木　友三郎	10/12回	6/6回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。
福田　修二	10/10回	5/5回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。
林　　信秀	10/10回	5/5回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	141百万円（注１）
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	255百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過去の報酬実績、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠が適切であるか等を踏まえ、監査報酬の額について検討したところ、契約金額は妥当であると考えられるため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、収益認識に関する会計基準対応のアドバイザリー業務及びコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当該体制についての取締役会決議の内容

① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令および定款等を遵守して意思決定・業務執行を行うため、コンプライアンスに関する行動原則として「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、行動指針としてのコンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンスカードを作成のうえ全役職員に配付し、継続的に教育研修等を実施する。また、コンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括する専門部署やコンプライアンスに関する通報・相談窓口の設置のほか、推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」等の整備により、コンプライアンス経営体制を構築、推進する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行、意思決定に関する書類である取締役会議事録・稟議等の書類を法令および社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事故、災害等に関する危機管理について、「危機管理規程」等を社内規則で定めるとともに、担当部署でマニュアル等を作成・配付する。また、危機管理を統括する組織として設置した「危機管理委員会」を定期的に開催し、危機に関する情報の共有化を図るほか、万一危機が発生した場合等、必要に応じて同委員会を開催し、その対応等を迅速に協議・実施する体制を構築する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行する。また、定期的に取締役会を開催し、「取締役会規則」に基づき経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに各取締役の業務執行状況を監督する。さらに、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、経営会議を定期的に開催し、取締役会から委譲された業務執行について審議するほか、事業運営等に関する重要な情報の共有化を図る。

⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行し、内部監査部門が各部署に対し監査を行うことで、業務の適正を確保するための体制を構築する。また、子会社等を統括管理する専門部署を設置し、グループ会社管理規程に基づき、子会社等の業務執行について、管理、支援を行い、子会社等における当社への報告体制、危機管理体制、業務執行の効率性を確保する体制を構築するとともに、グループ会社監査に関する規程に基づき、子会社等の監査役と連携し、情報共有・情報蓄積を図りながら、子会社等への監査およびその結果に対する改善指導を行い、グループガバナンスを一層強化す

る。そして、定期的に「東武グループコーポレート会議」の開催等により、グループ経営方針の伝達と子会社等の業務執行状況および経営情報の共有化を図り、子会社等と連携し、グループ全体でのコンプライアンス経営体制を構築する。さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他法令に基づき財務報告に係る業務の適正性を確保するための体制を整備するとともに有効性の評価、不備の改善を行う。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、専任の監査役スタッフを配置し、当社の監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する。また、当該監査役スタッフの人選・異動については、当社の監査役と協議のうえ行う。

⑦ 当社および子会社等の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制ならびに当社の監査役へ報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会のほか、重要な業務執行事項に関し審議・報告を行う経営会議等の社内会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行、意思決定に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人にその説明を求め、内部監査部門が実施した監査についても報告を受ける。さらに、当社の監査役は、「グループ常勤監査役会」の開催等により、子会社等における業務執行に関する報告を受けるとともに、子会社等を統括管理する専門部署が子会社等の監査役の職務を補完・強化すべく、子会社等に対して実施した監査およびその結果に対する改善指導の報告を定期的に受ける。また、当社および子会社等は、内部通報体制を構築し、内部通報者に対する適切な取扱いを定める。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し、監査に要する諸費用について、これを負担する。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は「監査役監査基準」に準拠して策定した監査方針、監査計画により、定期的に監査役会を開催するほか、当社の取締役からの報告事項を定め、経営方針や会社の重要な課題等について、適宜、代表取締役と意見交換を行う。

(2) 当該体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

当社及びグループ各社では、引き続き「東武グループコンプライアンス基本方針」を行動原則とし、「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」の施行に伴う教育をはじめ、各種教育研修等の実施によりコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、公益通報者に対する適切な取り扱いを定め、グループ全体のコンプライアンス経営体制の整備、拡充につとめました。

また、反社会的勢力排除に向け、「東武グループ連絡協議会」を開催し、グループ内において反社会的勢力に対する防備を固め、情報及び対応策等を共有化する体制を継続いたしました。

② 危機管理に関する取り組み

危機管理につきましては、定例の「危機管理委員会」及び同委員会への提言・報告機関である「危機管理ワーキング」をそれぞれ２回開催し、危機の予防と意識の高揚を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する迅速、効果的な対応を図り、当社グループの事業執行及び事業継続を確実なものとするため、危機管理委員会を適宜開催し、政府及び各自治体の方針や日々変化する感染者発生状況等に機動的に対応してまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応といたしましては、危機管理委員会にて示された事項に基づき、業務執行体制の継続と感染リスク低減を図るため、始業・終業時刻を変更し、時差出勤を推進したほか、在宅勤務やサテライトオフィス勤務等を積極的に活用しました。さらに緊急事態宣言下において、本社出勤率３割を目標に出勤率抑制を図ったほか、政府及び各自治体からの要請に基づき、終列車の繰り上げを行うなど、社会と一丸となって対応しました。

また、お客さまに安心して鉄道をご利用いただくために、「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づいた新型コロナウイルス感染症の感染予防に向けた取り組みを進めました。

災害対策につきましては、災害発生時の全従業員等の状況を把握する安否確認システムの訓練を実施するとともに、鉄道事業における災害対策として、防災の日及び防災週間に合わせ対策本部設置訓練、異常時総合訓練の実施等、各種災害対策訓練に積極的に取り組みました。

③ 安全対策についての取り組み

安全管理体制の維持・充実につきましては、毎月開催している「鉄道マネジメント会議」、「鉄道事故防止等安全推進委員会」等で各部の実施結果の確認及び検証を行い、各施策の確実な実施を推進したほか、「現業と本社との意見交換会」や「安全巡回」等により、現業部門と本社部門間での意見交換、実作業及び各種取組みの確認を行いました。あわせて、安全監査を実施し鉄道事業本部各部の安全管理体制の仕組みが適切に運用されている

ことについて検証・評価・改善を行い、ＰＤＣＡサイクルの実施状況を確認いたしました。

また、グループ各社の安全管理体制の向上を目的として「第10回東武グループ交通事業者安全推進連絡会」を開催し、各社の安全に関する取り組みの報告を行いました。

④　業務執行の効率性向上及び業務執行に係る情報の保存・管理に関する取り組み

執行役員制度の導入により、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が取締役会での決定事項や日常の業務執行を行う体制とし、業務執行と取締役会の監督機能の分離を図るとともに、執行役員の責任と権限を明確化し、機動的な意思決定を行う体制を整備しております。また、当社における取締役会の監督機能を強化し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス（企業統治）を図るため、社外取締役が議長を務めるガバナンス委員会を２回開催いたしました。

取締役会につきましては12回開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況を監督して、その議事内容を議事録に記載し、適切に保存・管理しております。なお、取締役会の議案につきましては、審議に際し十分な検討を行うことができるよう、各役員に事前提供を行っております。

また、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、WEB会議システム等を活用して経営会議を25回開催し、取締役会から委譲された業務執行について適時・適切に審議いたしました。

なお、2020年４月から電子稟議システムの対象を全ての稟議に拡大し、内部統制のさらなる強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅勤務やサテライトオフィス勤務等の推進も踏まえて、機動的かつ効率的な業務執行を支援する体制の推進を図っております。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

グループ会社につきましては、グループ事業部が中心となり、日常的に各社の業務執行の指導、監督を行うとともに各社の経営者を対象とした「東武グループコーポレート会議」を２回開催し、グループ経営方針の徹底を図りました。また、当社及びグループ会社に対するモニタリング機能の強化、充実を図り、グループレベルでの内部統制システムの有効性を一層高めるため、監理部による内部監査に加え、重要な勘定である固定資産の管理状況、消防法の遵守状況、情報セキュリティに関する取り組み状況について、グループ事業部によるグループ会社のモニタリングを実施いたしました。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その整備及び運用状況評価を行い、改善を要する事項について業務プロセスの見直し等を要請し、改善措置の進捗状況や改善結果を確認いたしました。

さらに、東武グループとしてのさらなる内部統制強化を図ることを目的として、グループ各社の取締役に就任した者を対象とした新任取締役研修を継続実施するとともに、監査役の役割・責務の再確認を目的として、グループ各社監査役を対象として実務面のサポー

トを含めた監査業務研修を実施し、モニタリング強化と各社監査役との連携を図りました。

⑥　監査役監査の実効性を確保するための取り組み

監査役につきましては、取締役会、経営会議、執行役員会、ガバナンス委員会、沿線活性化連絡会、グループ会社決算説明会等の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類等を閲覧し、内部統制の状況について監理部及びグループ事業部から監査結果の報告が行われたほか、取締役・執行役員・部長から聴取を行う等、情報を収集し、取締役及び執行役員の職務の執行、意思決定を監査いたしました。

また、年度の監査方針、監査計画に基づき、監査役会が６回開催されるとともに、監査役と代表取締役及び会計監査人との意見交換が行われました。さらに、グループ常勤監査役会が４回開催され、グループ会社の監査役からの報告が行われたほか、グループ会社の取締役・使用人等やグループ事業部、監理部から、重要事項や監査結果その他の情報について、適宜報告が行われました。あわせて、当社の内部通報について監査役に報告するとともに、グループ会社における内部通報につきましても、当該グループ会社又はグループ事業部から適宜監査役へ報告を行う体制が整備されております。

なお、監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する専任のスタッフ３名を配置し、その活動に要する費用を負担しております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**158,452**	**流動負債**	**397,788**
現金及び預金	45,134	支払手形及び買掛金	36,261
受取手形及び売掛金	51,085	短期借入金	73,312
短期貸付金	1,342	１年内返済予定の長期借入金	54,550
分譲土地建物	23,428	１年内償還予定の社債	21,120
前払費用	3,139	未払費用	7,390
その他	34,533	未払消費税等	1,792
貸倒引当金	△211	未払法人税等	1,987
固定資産	**1,524,044**	前受金	108,956
有形固定資産	**1,401,573**	賞与引当金	2,081
建物及び構築物（純額）	551,049	商品券等回収損失引当金	4,234
機械装置及び運搬具（純額）	83,315	資産除去債務	124
土地	637,338	その他	85,976
建設仮勘定	112,254	**固定負債**	**831,605**
その他（純額）	17,616	社債	147,200
無形固定資産	**16,274**	長期借入金	533,406
公共施設負担金	823	鉄道・運輸機構長期未払金	6,536
その他	15,451	繰延税金負債	6,312
投資その他の資産	**106,196**	再評価に係る繰延税金負債	49,999
投資有価証券	63,381	役員退職慰労引当金	917
長期貸付金	117	退職給付に係る負債	47,313
破産更生債権等	877	資産除去債務	2,641
退職給付に係る資産	3,261	その他	37,278
繰延税金資産	12,519	**負債合計**	**1,229,393**
その他	27,618	**（純資産の部）**	
貸倒引当金	△1,579	**株主資本**	**374,444**
		資本金	**102,135**
		資本剰余金	**50,864**
		利益剰余金	**225,891**
		自己株式	**△4,447**
		その他の包括利益累計額	**70,510**
		その他有価証券評価差額金	**20,080**
		土地再評価差額金	**47,222**
		為替換算調整勘定	**21**
		退職給付に係る調整累計額	**3,186**
		非支配株主持分	**8,149**
		純資産合計	**453,103**
資産合計	**1,682,497**	**負債純資産合計**	**1,682,497**

連結損益計算書

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**496,326**
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	396,579	
販売費及び一般管理費	113,324	509,904
営業損失（△）		**△13,577**
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	1,715	
少額工事負担金等受入額	1,340	
助成金収入	5,864	
その他	2,989	11,929
営業外費用		
支払利息	6,300	
持分法による投資損失	160	
その他	1,783	8,244
経常損失（△）		**△9,892**
特別利益		
工事負担金等受入額	4,240	
その他	772	5,012
特別損失		
固定資産除却損	1,020	
固定資産圧縮損	4,236	
減損損失	6,004	
のれん償却額	3,567	
臨時休業による損失	1,929	
その他	640	17,399
税金等調整前当期純損失（△）		**△22,279**
法人税、住民税及び事業税	2,732	
法人税等調整額	137	2,870
当期純損失（△）		**△25,149**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△184
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△24,965**

貸　借　対　照　表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

資　産　の　部		負　債　純　資　産　の　部	
科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部）		**（負　債　の　部）**	
流動資産	**52,963**	**流動負債**	**411,473**
現金及び預金	4,578	短期借入金	206,982
未収運賃	7,324	１年内返済予定の長期借入金	51,410
未収金	11,529	１年内償還予定の社債	21,000
未収収益	152	未払金	33,038
短期貸付金	10	未払費用	3,711
分譲土地建物	21,710	未払法人税等	361
貯蔵品	3,658	預り連絡運賃	2,081
前払費用	1,430	預り金	19,812
その他	2,627	前受運賃	6,621
貸倒引当金	△59	前受金	64,067
固定資産	**1,518,129**	前受収益	2,183
鉄道事業固定資産	**755,725**	資産除去債務	64
開発事業固定資産	**381,038**	その他	137
各事業関連固定資産	**16,087**	**固定負債**	**796,611**
建設仮勘定	**108,577**	社債	147,500
投資その他の資産	**256,700**	長期借入金	519,666
関係会社株式	192,966	長期未払金	7,197
投資有価証券	52,196	繰延税金負債	153
長期貸付金	13	再評価に係る繰延税金負債	48,966
その他	12,184	退職給付引当金	29,877
貸倒引当金	△659	関係会社事業損失引当金	17,314
		資産除去債務	2,312
		その他	23,624
資　産　合　計	**1,571,092**	**負　債　合　計**	**1,208,085**
		（純　資　産　の　部）	
		株主資本	**299,518**
		資本金	**102,135**
		資本剰余金	**52,511**
		資本準備金	52,511
		利益剰余金	**149,318**
		その他利益剰余金	149,318
		繰越利益剰余金	149,318
		自己株式	**△4,447**
		評価・換算差額等	**63,488**
		その他有価証券評価差額金	**16,162**
		土地再評価差額金	**47,326**
		純　資　産　合　計	**363,007**
		負　債　純　資　産　合　計	**1,571,092**

損　益　計　算　書

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金	額
鉄道事業		
営業収益	115,887	
営業費	116,780	
営業損失（△）		△892
開発事業		
営業収益	51,808	
営業費	43,590	
営業利益		8,218
全事業営業利益		**7,325**
営業外収益		
受取配当金	1,512	
工事負担金等受入額	1,340	
保険配当金	410	
その他	896	4,160
営業外費用		
支払利息	6,045	
社債利息	1,163	
その他	1,325	8,535
経常利益		**2,950**
特別利益		
工事負担金等受入額	3,852	
その他	176	4,029
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入	11,822	
関係会社株式評価損	8,639	
減損損失	3,967	
固定資産圧縮損	3,851	
その他	684	28,965
税引前当期純損失（△）		**△21,985**
法人税、住民税及び事業税	119	
法人税等調整額	△496	△377
当期純損失（△）		**△21,607**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

東武鉄道株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊　和彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 昌邦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野　祐	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東武鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

東武鉄道株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊　和彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 昌邦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野　祐	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第201期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第201期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

ア　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

イ　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

ウ　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

エ　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ウ　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

エ　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

2021年5月17日

東武鉄道株式会社　監査役会

常勤監査役	中嶋　直孝	㊞
常勤監査役	大塚　博哉	㊞
社外監査役	茂木　友三郎	㊞
社外監査役	福田　修二	㊞
社外監査役	林　信秀	㊞

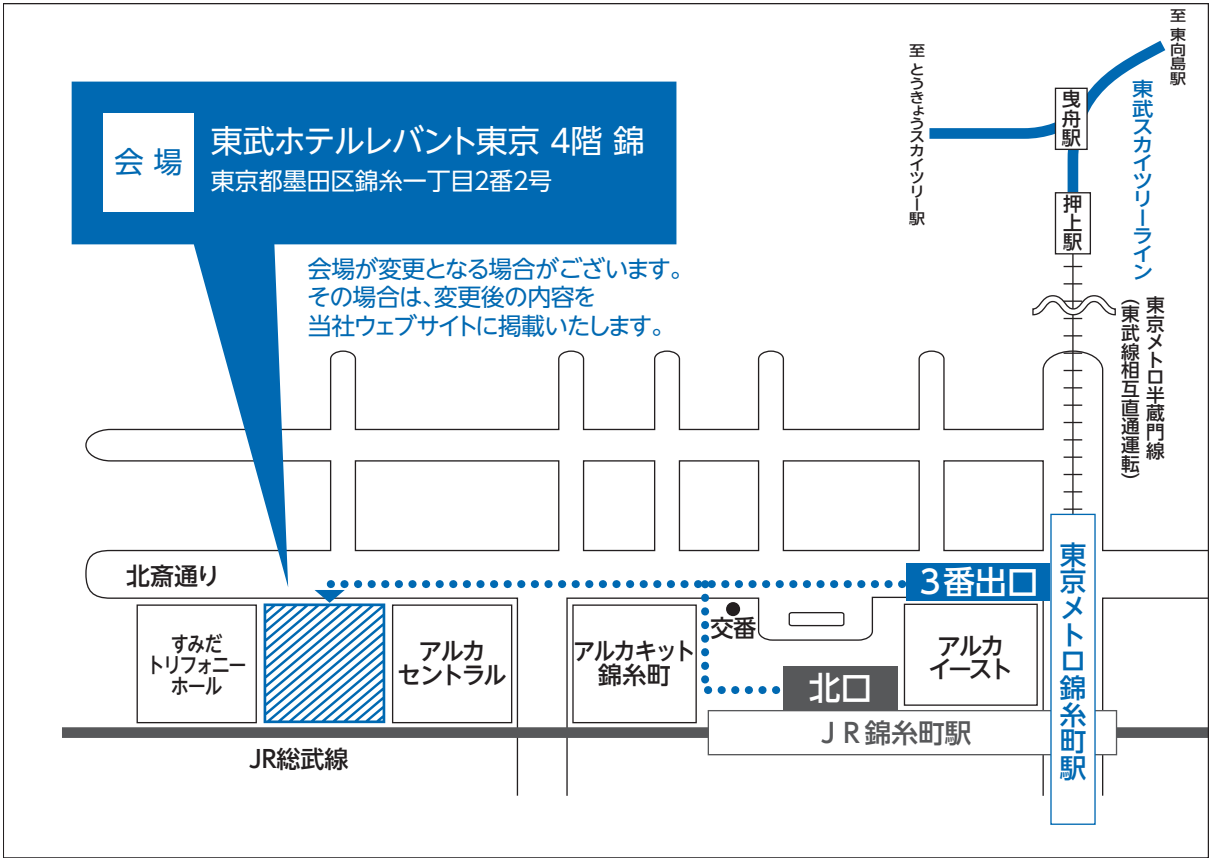
以　上

※ 「東京スカイツリー」、「スカイツリー」、「東京スカイツリータウン」、「東京スカイツリーイーストタワー」及び「スカイツリーライン」は、東武鉄道㈱及び東武タワースカイツリー㈱の登録商標です。また、「東京ソラマチ」及び「東京ミズマチ」は、東武鉄道㈱の登録商標です。

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場　ご案内図



交　通

- 東京メトロ　錦糸町駅　**3番出口**　より徒歩３分
  （東京メトロ半蔵門線 押上駅～錦糸町駅間では、当社株主優待乗車証をご利用できません。別途運賃をお支払いください。）
- ＪＲ　錦糸町駅　**北口**　より徒歩３分

お願い

- **株主総会ご出席の株主様へのお土産及び乗車券はご用意しておりません。**
  なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会専用の駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。

UD FONT
VEGETABLE OIL INK
GREEN PRINTING JFPI P-A10007
To Paper 古紙再生適性